

三島市事業所等実態調査(市内業者の認定基準)

項目	基準
事業所等の形態	<p>自社所有又は賃貸による建物であり、専用の事業所等のスペースが確保されていること。(併用住宅の場合は、事業所等の機能を有する部分が居住部分と完全に分離していること。事業所等を他社と共用している場合は、相互の区域へ容易に立ち入ることができないよう処置されていること。)</p> <p>物品及び役務においては、店舗販売または営業活動(複数の商品カタログやサンプルの設置、倉庫等へ在庫商品が置かれている状態等)が行われていると認められること。</p>
看板・表札の表示	<p>看板等の表示が外観上確認できること。(簡単に取り外しのできる紙等による簡易なものは、看板等と認めない。)</p>
事務機器等の設置状況	<p>契約印、固定電話、机、事務機器、什器備品等を備え、契約事務が行われていること。</p>
通信	<p>固定電話が自社専用であり、常時転送しないこと。</p>
公共料金	<p>事業所等の公共料金(電気・ガス・水道・電話等)の支払いが、本店または事業所等の名義でされていること。併用住宅の場合は、事業所等の実態を調査のうえ総合的に判断する。</p>
営業活動に係る人的配置	<p>事業所等に常駐の役員又は自社と直接かつ恒常的な雇用関係にある常駐の社員が配置されていること。常駐とは、特別の理由がある場合を除き、常時、事業所等に勤務していることをいう。市外の本店等と兼務になっているものは常駐と認めない。</p>
出勤簿等の備付状況	<p>社員の出勤簿、タイムカード等が常に備えられていること。</p>
その他	<p>【工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設業法に定める標識を掲示していること。 ・専任の技術者が配置されていること。 <p>【委託(測量・建設コンサルタント)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測量は測量士法に定める標識を掲示していること。また、測量士が配置されていること。 ・建築設計は建築士法に定める標識を掲示していること。また、管理建築士が配置されていること。 <p>【委託・物品及び役務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録営業種目で、関係法令により事業所等に配置しなければならない資格者の人的配置がされていること。

	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 法人の場合は、三島市役所課税課に法人等の設立申告書を提出済であること。また、法人に係るすべての税について滞納がないこと。個人事業主については、代表者のすべての税について滞納がないこと。・ 営業時間中であるにもかかわらず、「訪問しても留守である」「電話が本社に転送されることが度重なる」などの場合は、「独立した事業所であると社会通念上認められない」と判断する。
--	---